

岩手県告示第132号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 令和4年2月21日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北光水道土木株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市片岸町第8地割114番地1
 - ウ 代表者の氏名 山崎規甫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第2844号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月21日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 令和4年2月28日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社中村工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町門字下見内川30番地12
 - ウ 代表者の氏名 中村智和
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第130021号
- (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月24日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。